

事務連絡
令和2年3月27日

各都道府県人材開発主管部（局）
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
求職者支援訓練部
公共職業訓練部
職業リハビリテーション部

御中

厚生労働省人材開発統括官付
人材開発政策担当参事官室

新型コロナウイルス感染症への対応について（その4）

公的職業訓練における新型コロナウイルス感染症への対応については、各種事務連絡によりお知らせしているところですが、今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）において、「3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発話）が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要という考え方が示されました。

このことを踏まえ、新年度を迎えるにあたり、改めて基本的な感染症対策の徹底等についてお知らせいたしますので、引き続き十分な注意を払い、感染症対策に万全を期すようお願いいたします。

また、管下の公共職業能力開発施設に対しても周知をお願いするとともに、委託先民間教育訓練機関、求職者支援訓練実施機関に対する周知の御協力をお願いいたします。

1 基本的な感染症対策の徹底

公共職業能力開発施設等においても、上記の3つ条件が同時に重なる場を

徹底的に回避する対策が不可欠です。近距離での会話や発声等を控えることが重要であるものの、やむを得ず生じる場合も考えられることから、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底とともに、飛沫を飛ばさないよう可能な限りマスクの着用を訓練受講生及び職員（以下「訓練受講生等」という。）に促してください。

2 発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

訓練受講生等に対しては、毎朝、通所前に検温を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には自宅休養とするよう徹底してください。

また、以下のいずれかに該当する訓練受講生等がいた場合は、全都道府県に設置されている帰国者・接触者相談センターに連絡させて、その指示に従うよう徹底してください。

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・高齢者や基礎疾患等のある方は、上記状態が 2 日以上続く場合

なお、上記により訓練を欠席する場合の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）」（令和 2 年 2 月 29 日付け事務連絡）等により引き続きご対応をお願いします。

3 適切な環境の保持

- ・適切な環境の保持のため、施設内等のこまめな換気（可能であれば 2 方向の窓を同時に開けること）を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じてください。
- ・教室やトイレなど訓練受講生等が利用する場所のうち、特に多くの訓練受講生等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う等して環境衛生を良好に保つようお願いします。

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%~0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行など、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25ml（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2L の水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

4 入校式等の施設内行事

入校式等の年度初頭の行事の実施に際しては、地域の実態を踏まえ、上記の3つの条件が重なることのないよう、それぞれの行事の態様の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を地域の状況に応じて行ってください。

5 訓練受講生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応は、「新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年2月29日付け事務連絡）により引き続きご対応をお願いします。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症についての当省ホームページ(各種Q&A等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・各都道府県の新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(手洗いや咳エチケットの周知に活用いただける資料)

- ・啓発資料「新型コロナウイルスを防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>

- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

- ・感染症対策へのご協力をお願いします

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

- ・手洗いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

- ・咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

- ・マスクについてのお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

- ・「密」を避けて外出しましょう」

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061234.pdf>